

特別支援教育に関する実践研究充実事業
(新学習指導用に向けた実践研究の成果に関する調査研究)
審査要領

特別支援教育に関する実践研究充実事業（新学習指導用に向けた実践研究の成果に関する調査研究）における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省初等中等教育局特別支援教育課に文書で申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局特別支援教育課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

審查基準

審 査 基 準

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

提出された事業実施計画書（企画提案書）について審査を行い、下記「VI 採択の基準について」により複数の者を採択案件に決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

(1) 事業実施主体に関する評価項目

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制（事務員）を有していること。
- ③ 事業の趣旨・内容を理解しているとともに、事業を適切に実施するため、ノウハウ等を有していること。
- ④ 事業を効率的に遂行するために必要な実績等を有していること。

(2) 事業内容に関する評価項目

- ① 目標を持ち、その目標達成に向けた実施計画をたてていること。
- ② 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 事業成果が国の施策の参考になることが期待できること。
- ④ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。
- ⑤ 研究の評価の観点及び評価方法について、妥当性があること。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「(1) 事業実施主体に関する評価」及び「(2) 事業内容に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 妥当＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2. 評価項目の「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

※ 以下の配点は、「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の満点を1.5点とした場合の例である。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）
・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝0.5点
・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1点
・認定段階3＝1.5点
・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.2点
○くるみん認定企業・プラチナ認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））
・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝0.7点
・プラチナくるみん認定＝1点
○ユースエール認定（若者雇用促進法）
・ユースエール認定＝1点
○上記以外＝0点

VI 採択の基準について

各評価項目の平均が3点以上の事業実施計画書を採択の基準とし、予算の範囲内で評価値（審査員の合計点数の平均値）の高い順に採択をする。ただし、審査評価委員会の各委員の個別の点数において、3点未満の評価項目がある際には、事業実施計画書の内容の修正を採択の条件とする場合がある。

（例）審査委員5名の場合

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	採否判定
審査①	3	3	3	3	2	平均が3点未満なので、不採択
審査②	3	3	3	3	3	平均3点以上のため、基準を満たす
審査③	3	3	3	3	4	平均が3点以上のため、基準を満たす
審査④	5	3	3	3	2	平均が3点以上のため、基準を満たす。ただし、2があるため採択条件を検討

上記の場合、審査①が、採択の基準である平均が3点以上とならないため、不採択となる。

各評価項目が3点以上の事業実施計画書は、採択予定となり、他の事業実施計画書の評価項目合計値と比べ、評価値の高いものから順に予算の範囲内で採択を決定する。

評価項目合計値が同一の場合は、事業実施計画書内の予算合計額の低い方を採択順の上位に置くものとする。

VII 審査結果の共有

審査終了後、採点の集計結果については、審査委員全員に共有するものとする。

特別支援教育に関する実践研究充実事業
(政策課題対応型調査研究)
審査要領

特別支援教育に関する実践研究充実事業（政策課題対応型調査研究）における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省初等中等教育局特別支援教育課に文書で申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局特別支援教育課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

審查基準

審 査 基 準

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

提出された事業実施計画書（企画提案書）について審査を行い、下記「VI 採択の基準について」により複数の者を採択案件に決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

（1）事業実施主体に関する評価項目

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。

（2）事業内容に関する評価項目

- ① 事業（テーマ）の趣旨に適合した計画であること。
- ② 実施可能な計画であること。
- ③ 適切な調査研究方法となっていること。
- ④ 計画に合った経費となっていること。

（3）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「（1）事業実施主体に関する評価」及び「（2）事業内容に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 妥当＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2. 評価項目の「（3）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

※ 以下の配点は、「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の満点を0.7点とした場合の例である。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）
・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝0.3点
・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝0.5点
・認定段階3＝0.8点
・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.1点
○くるみん認定企業・プラチナ認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））
・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.3点
・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝0.4点
・プラチナくるみん認定＝0.5点
○ユースエール認定（若者雇用促進法）
・ユースエール認定＝0.5点
○上記以外＝0点

VI 採択の基準について

各評価項目の平均が3点以上の事業実施計画書を採択の基準とし、予算の範囲内で評価値（審査員の合計点数の平均値）の高い順に採択をする。ただし、審査委員会の各委員の個別の点数において、3点未満の評価項目がある際には、事業実施計画書の内容の修正を採択の条件とする場合がある。

（例）審査委員5名の場合

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	採否判定
審査①	3	3	3	3	2	平均が3点未満なので、不採択
審査②	3	3	3	3	3	平均3点以上のため、基準を満たす
審査③	3	3	3	3	4	平均が3点以上のため、基準を満たす
審査④	5	3	3	3	2	平均が3点以上のため、基準を満たす。ただし、2があるため採択条件を検討

上記の場合、審査①が、採択の基準である平均が3点以上とならないため、不採択となる。

各評価項目が3点以上の事業実施計画書は、採択予定となり、他の事業実施計画書の評価項目合計値と比べ、評価値の高いものから順に予算の範囲内で採択を決定する。

評価項目合計値が同一の場合は、事業実施計画書内の予算合計額の低い方を採択順の上位に置くものとする。

VII 審査結果の共有

審査終了後、採点の集計結果については、審査委員全員に共有するものとする。

特別支援教育に関する実践研究充実事業
(政策課題型先導研究)
審査要領

特別支援教育に関する実践研究充実事業（政策課題対応型先導研究）における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省初等中等教育局特別支援教育課に文書で申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局特別支援教育課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

審查基準

審 査 基 準

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

提出された事業実施計画書（企画提案書）について審査を行い、下記「VI 採択の基準について」により複数の者を採択案件に決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

(1) 事業実施主体に関する評価項目

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② （「①農福連携」の場合）適切なステークホルダーからなる協議会を構成していること。
- ③ 実施助言組織が適切であること。

(2) 事業内容に関する評価項目

- ① （「⑤その他」の場合）緊急性・重要性の高い政策課題であること。
- ② 事業（テーマ）の趣旨に適合した計画であること。
- ③ 実施可能な計画であること。
- ④ 適切な研究仮説が設定されていること。
- ⑤ 作成する指導計画や開発する教材に事業（テーマ）が適切に反映されていること。
- ⑥ 作成する指導計画に基づく児童生徒の評価方法が適切であること。
- ⑦ 計画に合った経費となっていること。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「(1) 事業実施主体に関する評価」及び「(2) 事業内容に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 妥当＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2. 評価項目の「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人について

は、相当する各認定等に準じて評価する。

※ 以下の配点は、「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の満点を1.5点とした場合の例である。

- えるぼし認定等（女性活躍推進法）
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝0.5点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1点
 - ・認定段階3＝1.5点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.2点
- くるみん認定企業・プラチナ認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））
 - ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
 - ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝0.7点
 - ・プラチナくるみん認定＝1点
- ユースエール認定（若者雇用促進法）
 - ・ユースエール認定＝1点
- 上記以外＝0点

VI 採択の基準について

各評価項目の平均が3点以上の事業実施計画書を採択の基準とし、予算の範囲内で評価値（審査員の合計点数の平均値）の高い順に採択をする。ただし、審査委員会の各委員の個別の点数において、3点未満の評価項目がある際には、事業実施計画書の内容の修正を採択の条件とする場合がある。

（例）審査委員5名の場合

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	採否判定
審査①	3	3	3	3	2	平均が3点未満なので、不採択
審査②	3	3	3	3	3	平均3点以上のため、基準を満たす
審査③	3	3	3	3	4	平均が3点以上のため、基準を満たす
審査④	5	3	3	3	2	平均が3点以上のため、基準を満たす。ただし、2があるため採択条件を検討

上記の場合、審査①が、採択の基準である平均が3点以上とならないため、不採択となる。

各評価項目が3点以上の事業実施計画書は、採択予定となり、他の事業実施計画書の評価項目合計値と比べ、評価値の高いものから順に予算の範囲内で採択を決定する。

評価項目合計値が同一の場合は、事業実施計画書内の予算合計額の低い方を採択順の上位に置くものとする。

VII 審査結果の共有

審査終了後、採点の集計結果については、審査委員全員に共有するものとする。